

諮問実施機関：熊本県知事

諮問日：令和6年（2024年）7月 9日（諮問第234号）

答申日：令和7年（2025年）8月29日（答申情第193号）

事案名：令和2年7月豪雨における橋梁による閉塞・埋塞の影響を検討しないことを妥当と判断した根拠に関する文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申

第1 審議会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年7月豪雨における橋梁による閉塞・埋塞の影響を検討しないことを妥当と判断した根拠に関する文書につき、令和5年（2023年）6月8日に行った開示決定について、実施機関の文書の特定は妥当である。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和5年（2023年）4月28日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。

令和2年7月豪雨に伴う球磨川流域の災害をめぐり、くまがわ鉄道第四橋梁をはじめとする球磨川に架かる橋梁による閉塞・埋塞の影響について、検討しないことを妥当と判断した根拠となる資料のすべて（打ち合わせメモなども含む）（以下「本件請求文書」という。）

- 2 令和5年（2023年）6月8日、実施機関は、本件請求文書に該当する行政文書として「第1回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会説明資料一式」、「第2回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会説明資料一式」、「第2回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会参考資料一式」を特定し、その全部を開示する開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和5年（2023年）9月6日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して原処分を不服とする審査請求を行った。
- 4 令和6年（2024年）7月9日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

請求に対し特定された文書につき、的確な行政文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書の要旨

令和5年（2023年）3月13日、審査請求人は、清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会による申し入れに同席した際、令和2年7月豪雨で流出した橋梁の1つであるくまがわ鉄道第四橋梁の閉塞・埋塞の実態に関する説明を求めたことがある。これに対し、実施機関の担当者は「知事に伝える」と述べたものの、回答しなかった。原処分により開示された文書には、申し入れを受けて部局内で検討した様子さえも一切見受けられない。申し入れを受けた後の協議メモを含め、検討状況を示す行政文書が存在することが推察されるが、開示されていないことは不適當である。

(2) 反論書の要旨

「くま川鉄道第四橋梁による閉塞・埋塞が洪水被害に影響」は、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会（以下「委員会」という。）では論点にも上がっていない。令和3年（2021年）11月に被災者らが行った共同検証の提案ではじめて、論点として浮上した事象である。新たな検討を一切することなく、令和2年（2020年）8月と10月に実施された委員会資料の新たな解釈のみで「なかった」と強弁することに疑問を覚える。

実施機関は、国の説明をなぞり、人吉大橋に設置された危機管理型水位計の計測結果のみを根拠にしている。しかし、危機管理型水位計が実際に計測できていたのかどうかは、被災者らから疑問も呈されている。また、申し入れを受けて国土交通省も説明資料の内容を変更している。

令和5年（2023年）3月13日、被災者らによる申し入れの際に「くま川鉄道第四橋梁をはじめとする球磨川に架かる橋梁の閉塞・埋塞の影響が全くなかったと解釈しているのか」という市民側からの質問に対し、対応した実施機関の担当者は口頭で、「全くなかったとは思いません」と明言した。弁明書に記載のとおり、「委員会での確認・検証から、橋梁の閉塞・埋塞が発生していないこと、また、橋梁による閉塞・埋塞の影響がないことは明らか」であるならば、なぜ当時の質問にそう答えなかったのか疑問である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書及び説明聴取によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書の要旨

委員会では、国、県、流域市町村保有のデータに加え、民間保有の写真や動画、市町村職員や地元住民への聞き取り調査等により収集した情報を基に、科学的・客観的に検証を実施した。

委員会での確認・検証を踏まえ、審査請求人が主張する“くま川鉄道第四橋梁をはじめとする球磨川に架かる橋梁の閉塞・埋塞の影響”について、仮に、橋梁の閉塞・埋塞が発生したとすると、河道の埋塞から橋梁流出までの間は、橋梁で洪水が堰き止められ下流の水位が低下し、また橋梁流出後は、それまで堰き止められていた洪水が一気に流れ出し、下流の水位は短時間で極端に上昇するといった現象が通常起こりうるものである。一方で、令和2年7月豪雨時の球磨川流域の各観測所及び人吉大橋に設置する危機管理型水位計の水位データから、前述の橋梁の閉塞・埋塞に伴う水位の低下や短時間での極端な上昇といった現象は確認されていない。このため、審査請求人の言う“橋梁の閉塞・埋塞の影響”は発生し得ない。

よって、委員会での確認・検証から、橋梁の閉塞・埋塞が発生していないこと、また、橋梁による閉塞・埋塞の影響がないことは明らかであるため、委員会資料のすべてを開示したもの。

2 説明聴取の要旨

審査請求書には、令和5年（2023年）3月13日の清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会による申し入れの際、令和2年7月豪雨で流出した橋梁の1つであるくまがわ鉄道第四橋梁の閉塞・埋塞の実態に関する「説明を求めた」と記載があるが、実施機関の認識と異なる。

当該申し入れは、市民団体との共同検証を求める趣旨のものであり、その際、橋梁による閉塞・埋塞の影響があったとの主張がなされた。実施機関の担当者はその場で「知事に伝える」と対応方針を告げているため、これ以上の回答の必要はないと認識している。なお、知事への報告は、申し入れの当日に行っており、その内容は、要請書の要旨や提出者・県の主な発言等の事実であった。

反論書には、『くま川鉄道第四橋梁をはじめとする球磨川に架かる橋梁の閉塞・埋塞の影響が全くなかったと解釈しているのか』という市民側からの質問に対し、対応した実施機関の担当者は口頭で、『全くなかったとは思いません』と明言した」という記載があるが、実施機関の趣旨と異なる受け止めをされている。実施機関としては、「豪雨で流木が発生していた状況を踏まえ、当日の第四橋梁付近の水の流れ方について、影響がゼロではない」という趣旨で発言したものであった。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、実施機関による文書の特定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分の妥当性について

(1) 文書の特定について

本件請求文書は、令和2年7月豪雨災害における橋梁による閉塞・埋塞の影響について、実施機関が検討しないことを妥当と判断した根拠となる文書であると解される。

この点につき、実施機関によれば、科学的・客観的に検証を実施した委員会資料において、流出した橋梁より下流において水位の低下や短時間での極端な上昇といった現象は確認されていないことから、当該水位データを根拠として、橋梁による閉塞・埋塞の影響は発生し得ないと判断している。よって、本件請求文書に該当する行政文書として、委員会資料を特定したとのことだった。

ところで、令和5年（2023年）3月13日の清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会等による要請書を見分したところ、「県は、（中略）人吉大橋危機管理型水位計のデータを理由に、第四橋梁問題の存在をも否定し続けています。」と記載されていることが確認された。このことから、実施機関が原処分よりも以前から、水位データを根拠として判断しているという考えを対外的に説明してきたことが推察される。

また、国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所が公表するFAQを見分したところ、「球磨川第四橋梁の流出により、下流部に急激な水位の変化をもたらし、下流に大きな被害をもたらしたのではないのでしょうか。」との問いに対して、「令和2年7月豪雨時の球磨川第四橋梁の流出による影響について、（中略）球磨川第四橋梁より下流の人吉大橋に設置している危機管理型水位計等の10分ごとの水位データにおいて、段波などの急激な水位の変化は確認されていないことから、橋梁の流出が下流に大きな被害をもたらしたものとは考えにくいところです。」と回答していることが確認された。

これらの事実に鑑みると、橋梁による閉塞・埋塞の影響は発生し得ないと判断した根拠は、委員会資料でも使用された水位データである、との実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件請求文書として当該水位データを含む委員会資料を特定した原処分は妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、第3の2（1）に記載のとおり、令和5年（2023年）3月13日の申し入れを受けて検討した行政文書が存在することが推察される

旨主張する。

この点につき、知事への報告内容を確認したところ、実施機関は申し入れがあった当日中に知事に報告しており、その内容は、要請書の要旨や提出者・県の主な発言等の事実のみであった。

したがって、知事への報告内容は本件請求文書に該当せず、その他に検討した文書が存在する事実も認められない。

また、審査請求人のその他の主張については、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

2 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年（2024年） 7月 9日	・ 諮問（第234号）
令和7年（2025年） 4月30日	・ 審議
令和7年（2025年） 5月23日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和7年（2025年） 7月30日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長	大日方 信春
委 員	伊豆野 和代
委 員	鹿瀬島 正剛
委 員	齊藤 信子
委 員	関 智弘
委 員	竹本 正盛